

環境管理部資料

第002号

「A Eパワー」のグリーン調達ガイドライン

～ 持続可能な社会の実現をめざして～

(Ver. 1.2)

2007年5月

株式会社 日本A Eパワーシステムズ

品質保証本部 環境管理部

はじめに

21世紀をむかえ、生産・消費・廃棄という「一方向型社会」からライフサイクル全体を考慮した「持続可能な社会」への転換が、求められております。

日本AEパワーシステムズは、地球環境問題は人類共通の重要課題との認識のもとに、環境との調和を経営の最優先課題の一つとして取り組んでおり、環境に配慮した製品づくり、環境に配慮した生産活動、社会に向けた環境保全システムの提供を環境活動の3本の柱とし、環境保全と経済成長の寄与を目指しております。

企業経営において、環境問題への対応が重視される中で、購買という機能の重要性を認識することが不可欠となります。すなわち、製品・サービスの提供を通じて環境負荷を低減させていくためには、物品の購入段階での適切な対応が必要であります。これらの購入物品は省エネルギーなど使用段階における環境負荷低減、適正処理やリサイクルなど使用後の対応にも大きな影響を及ぼし、また、化学物質管理や汚染対策とも密接なつながりを持っております。特に化学物質に関しては、2003年2月に、EU(欧州連合)加盟国で、電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限指令(RoHS指令(2002/95/EC))が発効し、2006年7月1日より、日本、欧州、中国などの各地域で製品含有化学物質の法規制が強化されます。

こうした中、日本AEパワーシステムズでは、このグローバルな環境施策の動向に呼応して、CSRの視点からグループ全体でのモノづくりを捉え直し、2006年に「環境CSR対応モノづくり規程」を策定しました。これは、経営、企画、設計開発、調達、製造、流通、使用、リサイクル、廃棄といった製品の全ライフサイクルでの環境負荷低減を目指したものです。

より環境負荷の少ない物品調達、いわゆるグリーン調達を実施するために、ここに「グリーン調達ガイドライン」を制定いたしました。

サプライチェーンにおいて信頼にもとづく責任範囲を明確にした取引の関係を構築して参りたいと存じますので、調達先各位のご理解、ご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

株式会社日本AEパワーシステムズ
品質保証本部環境管理部
資材調達部

目次

1. 日本AEパワーシステムズの環境活動への取組み	4
2. 日本AEパワーシステムズのグリーン調達の方考え方	6
2.1 目的	6
2.2 グリーン調達の方考え方	6
2.3 グリーン調達推進にあたってのお願い	6
3. 覚書および不含有保証について	6
4. 調達先への調査協力の方お願い	7
4.1 調査回答方法	7
4.2 調査範囲	7
4.3 要請事項	7
添付資料	8
日本AEパワーシステムズ自主管理化学物質一覧	
レベル1禁止物質群リスト(別表1)	
レベル2管理物質群リスト(別表2)	
含有化学物質の調査(添付1)	
測定方法について(添付2)	
納入資材の含有化学物質に関する覚書(様式1)	
不含有保証書(様式2 (様式例))	

1. 日本AEパワーシステムズの環境活動への取組み

日本AEパワーシステムズは、今日の社会の期待に応えるため、2006年7月、CSRの視点で「日本AEパワーシステムズ環境保全行動基準」を改訂しました。この方針の中で、環境保全活動の推進とともにビジネスパートナーとの社会的責任意識の共有化を目指しています。環境保全活動は社会全体に関わる内容にて、調達先皆様のご協力をもって推進して参りたく宜しくお願い致します。

企業行動基準 基本理念

日本AEパワーシステムズは、企業が社会の一員であることを深く認識し、公正かつ誠実な企業活動に徹するとともに、良識ある市民として、真に豊かな社会の実現に貢献する。

2003年10月制定

CSR: Corporate Social Responsibility

「企業の社会的責任」を意味します。当社は「環境をはじめとする関係法令を順守し、安全で品質のよい製品及びサービスを提供することにより社会に貢献していくこと。」と考えています。

日本AEパワーシステムズ環境保全行動基準

環境基本理念

事業活動、製品(変圧器、開閉装置及びスイッチギヤ)及びサービスを通じて「持続可能な社会」を実現するために、当社は製品の全ライフサイクルにおける環境負荷低減を目指したグローバルなモノづくりを推進し、環境保全に努めることにより社会的責任を果たす。

環境保全行動指針

(1) 地球環境保全に貢献する製品及びサービスの提供

地球環境保全に貢献する製品及びサービスの提供、並びに製品ライフサイクルにおける環境負荷低減を目指したグローバルなモノづくりを推進し、循環型社会の実現に貢献する。

(2) 事業活動における環境負荷低減

事業活動における環境への影響を評価し、地球温暖化防止、廃棄物削減、化学物質管理などを通じて環境負荷低減をめざす。

(3) 法的及びその他の要求事項の順守

当社の環境側面に関係して適用される法的要求事項及び同意するその他の要求事項を順守するとともに、必要に応じて自主基準を設定して環境保全に努める。海外事業活動及び製品輸出に際しても、当該地域の環境関連法令の順守とさらなる環境保全に努める。

(4) 環境マネジメントの推進

環境マネジメントシステムの継続的改善及び汚染の予防に取組み、目的・目標を設定して、環境自主行動計画を推進する。

(5) 従業員の環境意識の向上及び社会貢献

環境教育などにより従業員の環境への意識向上を図るとともに、従業員一人ひとりが幅広い環境保全活動を通じて社会に貢献する。

(6) 環境コミュニケーションの推進

環境保全活動についてステークホルダーへの情報公開とコミュニケーションに努め、相互理解と協力関係の強化に努める。

以上

2004年6月制定

2006年7月改正

2. 日本AEパワーシステムズのグリーン調達の方考え方

2.1 目的

グリーン調達の推進により、環境負荷の少ない製品の開発・設計を行うことでお客様に環境に配慮した製品をお届けし、地球環境を保全し、持続可能な社会を構築することを目的とします。

2.2 グリーン調達の考え方

積極的に環境保全活動に取り組んでいる調達先から、化学物質使用の適正化・減量化・長寿命化・再資源化・分解性・処理容易・省エネルギー性などを考慮した、環境負荷の少ない製品、サービスなどを調達することです。

2.3 グリーン調達推進にあたってのお願い

日本AEパワーシステムズは、調達先から購入させていただく調達品の含有化学物質を重要視し、下記の二つのカテゴリーに分けて管理します。

区分	管理対象物質	主な法規制
レベル1 禁止物質群	日本AEパワーシステムズが、納入品に含有していることを禁止する化学物質。 (国内外の法規制で、製品(梱包材を含む)への使用が禁止または制限されている物質の中で納入品に使用される可能性がある化学物質。) ただし、法規制の濃度以下の場合、法規制で適用除外されている場合、又は法を順守し顧客要求の場合は、この限りではない。 「レベル1禁止物質群リスト」(別表1)による。	「レベル1禁止物質群」 (別表1)に記載。
レベル2 管理物質群	含有を制限するものではないが、含有状態を把握し、リサイクルや適正処理を配慮する管理物質。 「レベル2 管理物質群リスト」(別表2)による。	「レベル2管理物質群」 (別表2)に記載。

上記以外の物質群に関して、個別の管理をお願いすることがあります。調査及び測定方法については、「含有化学物質の調査」(添付1)および「測定方法について」(添付2)を参照ください。

3. 覚書および不含有保証について

日本AEパワーシステムズでは、資材取引の際に、生産材として調達する原材料、部品、半完成品、完成品などに含まれる化学物質について、「納入資材の含有化学物質に関する覚書」(様式1)の締結をお願いしています。また、必要に応じて「納入資材の含有化学物質に関する不含有保証書」(様式2 (様式例))の提出を依頼する場合があります。

4. 調達先への調査協力をお願い

日本AEパワーシステムズは、調達品の含有化学物質に関するデータを活用することにより、環境に配慮した製品を社会にお届けする取組みを確立して参ります。

調達先におかれましては、持続可能な社会の実現に向けた環境保全活動の継続的な取組みと共に下記の調査についてご協力くださいますようお願いいたします。

4.1 調査回答方法

日本AEパワーシステムズでは、グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)で定めたフォーマット(Ver.3)に従って製品に含有される化学物質の調査を推進いたします。

調査回答ツールは、フォーマット1(標準型)とフォーマット2(詳細型)がありますが、日本AEパワーシステムズでは、フォーマット1(標準型)で運用してまいります。詳細は、JGPSSIのホームページを参照し、ダウンロード願います。

ホームページのURL: <http://www.jgpssi.jp/>

- JGPSSI 製品含有化学物質調査・回答マニュアル
- JGPSSI Ver3調査回答ツール操作マニュアル
- フォーマット1(標準型)調査回答ツール(エクセルファイル)

4.2 調査範囲

日本AEパワーシステムズが調達する原材料、部品、半完成品、完成品などの調達品の含有化学物質に関して調査をお願いします。

4.3 要請事項

調達品の環境配慮に関しては、以下の項目に積極的に取り組むよう要請します。

■省資源

- ①従来製品より減量化、小型化している。
- ②再生部品または再生資源を利用している。
- ③従来製品より長寿命化している。

■省エネ

- ④従来製品より待機時、使用時のエネルギーを減少させている。

■リサイクル

- ⑤製品を回収、リサイクルしている。
- ⑥材料の統一、標準化をしている。
- ⑦従来製品より分解、分別が容易である。

■梱包材

- ⑧従来品より梱包材を削減し、回収、リユース、リサイクルしている。

■情報提供

- ⑨製品に関する環境情報を提供している。

■化学物質

- ⑩化学物質の使用の適正化に努めている。

添付資料

- ・ 日本AEパワーシステムズ自主管理化学物質一覧
レベル1禁止物質群リスト(別表1)
レベル2管理物質群リスト(別表2)
- ・ 含有化学物質の調査(添付1)
- ・ 測定方法について(添付2)
- ・ 納入資材の含有化学物質に関する覚書(様式1)
- ・ 不含有保証書(様式2 (様式例))

改訂履歴

改定日	Ver.	改訂内容	改訂理由
07-02-10	1.0	制定	—
07-04-16	1.1	4.1 調査回答方法 JGPSSIのURLを http://www.db1.co.jp/jgpssi.html と改訂。	JGPSSI 変更指示 (予告)による。
07-05-18	1.2	4.1 調査回答方法 JGPSSIのURLを http://www.jgpssi.jp/ と改訂。	JGPSSI 変更指示 による。

㈱日本AEパワーシステムズ自主管理化学物質一覧

別表1(レベル1禁止物質群リスト)

化学物質(群)名	法規制値(最大許容値)	関連する主な法令
1 カドミウム及びその化合物 ※1	100ppm 75ppm (樹脂、塗料、インク:デンマーク) 100ppm(包装材料) ※5	「カドミウム含有製品の販売、輸入、製造の禁止に関する1992年12月23日第1199法定命令(デンマーク)」、「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律・規則・行政規定の近似化を図るための理事会指令(EU)」、「特定危険物質を含む電池・蓄電池に関する指令(EU)」、「ELV指令(EU)」、「RoHS指令(EU)」、米国包装材料重金属規制
2 六価クロム化合物 ※1	1000ppm 100ppm(包装材料) ※5	「ELV指令(EU)」、「RoHS指令(EU)」、「包装・包装廃棄物指令(EU)」、米国包装材料重金属規制
3 鉛及びその化合物 ※1	1000ppm 100ppm(包装材料) ※5	「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律・規則・行政規定の近似化を図るための理事会指令(EU)」、「特定危険物質を含む電池・蓄電池に関する指令(EU)」、「ELV指令(EU)」、「RoHS指令(EU)」、米国包装材料重金属規制
4 水銀及びその化合物 ※1	1000ppm 100ppm(包装材料) ※5	「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律・規則・行政規定の近似化を図るための理事会指令(EU)」、「特定危険物質を含む電池・蓄電池に関する指令(EU)」、「ELV指令(EU)」、「RoHS指令(EU)」、米国包装材料重金属規制
5 ビス(トリブチルスズ) =オキシド(TBTO)	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(第1種特定化学物質)
6 ポリ臭化ビフェニール類 (PBB類)	1000ppm	「RoHS指令(EU)」、「ドイツダイオキシン法令」
7 ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	1000ppm	RoHS指令、ドイツダイオキシン法令、pentaBDE→危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律、規則、行政規定の近似化を図るための理事会指令
8 ポリ塩化ビフェニル (PCB類)	意図的な使用禁止	化審法(第1種特定化学物質)、危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律・規則・行政規定の近似化を図るための理事会指令
9 ポリ塩化ナフタレン (塩素数が3以上)	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(第1種特定化学物質)
10 短鎖型塩化パラフィン ※2	意図的な使用禁止	「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律・規則・行政規定の近似化を図るための理事会指令(EU)」、「ドイツダイオキシン法令」
11 アスベスト類	意図的な使用禁止	「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律・規則・行政規定の近似化を図るための理事会指令(EU)」
12 アゾ染料・顔料 ※3	30ppm	「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律・規則・行政規定の近似化を図るための理事会指令(EU)」、「ドイツ日用品規制」
13 オゾン層破壊物質 ※4	意図的な使用禁止	「モントリオール議定書」、「1990年大気浄化法第611条(米国)」、「危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる加盟諸国の法律・規則・行政規定の近似化を図るための理事会指令(EU)」、「オゾン層破壊に関するEU規則」

別表2(レベル2管理物質群リスト)

化学物質(群)名
1 アンチモン及びその化合物 ※6
2 ヒ素及びその化合物 ※6
3 ベリリウム及びその化合物 ※6
4 ビスマス及びその化合物 ※6
5 ニッケル及びその化合物(合金は除く) ※6
6 セレン及びその化合物
7 臭素系難燃剤 ※7
8 ポリ塩化ビニル(PVC)
9 フタル酸エステル類
10 トリブチルスズルイ(TBT類)、トリフェニルスズ類(TPT類)
11 オゾン層破壊物質(HCFC)
12 放射性物質

- ※1: 金属には、その合金を含む。
- ※2: 炭素鎖長/10~13の短鎖型塩素化パラフィンを対象とする。
- ※3: 特定アミンを形成するアゾ染料・顔料
- ※4: HCFCを除くオゾン層破壊物質
- ※5: 包装材料は、4物質合計で100ppm以下
- ※6: 金属には、その合金を含む。ただし、ニッケルは除く。
- ※7: PBB類、PBDE類以外のもの
(PBB類、PCED類は別表1(禁止))

添付1(含有化学物質の調査)

■原材料、部品、半成品、完成品などの含有化学物質の調査について

- ・各分母分子については、下記「含有する化学物質質量の含有率を計算するための分母と分子の定義」に従ってください。
- ・含有率がしきい値以下の場合でも、「調査数値登録の考え方」に従ってください。

	調査の単位	調査数値の単位・区分	調査数値登録の考え方	
			意図的添加がある場合	非意図的添加が予想される場合
レベル1 禁止物質群	均質材料単位	単位：含有部位ごとのa)分母の質量および分子の質量、またはb)分母の質量および濃度区分：最大値(理論値または実測値)	数値の如何にかかわらず登録	含有する可能性がある場合にも登録
レベル2 管理物質群	納入製品単位または納入製品を任意の階層に分割した各階層単位	単位：納入製品単位中に含有する当該物質の質量、または任意の階層に分割した各階層単位の当該物質の質量 区分：平均値(理論値または実測値)または最大値(理論値または実測値)	数値の如何にかかわらず登録	存在が確認されその数値を把握できている場合にも登録

※ただし、上記以外の物質群に関して、個別の管理をお願いすることがあります。

※特に、以下の場合は不純物として禁止物質を含有している場合があるため、その含有濃度を明らかにし、しきい値を超えないように管理をお願いします。

【不純物として禁止物質を含有する場合】

- ・黄銅およびアルミダイキャスト中の不純物のカドミウム
- ・ポリ塩化ビニル中に製造過程で混入する不純物の鉛
- ・難燃化樹脂中に含まれる三酸化アンチモン由来の不純物の鉛
- ・溶融亜鉛メッキ中の不純物のカドミウム及び鉛

■含有する化学物質質量の含有率を計算するための分母と分子の定義

(1) 分母の定義

禁止物質：均質材料単位

管理物質：納入製品単位または納入製品を任意の階層に分割した各階層単位

【均質材料の考え方】

- ・均質材料とは、単一の化合物または元素で構成された材料
- ・複合材料の場合は、以下の表を参照

複合材料	判断基準
化合物、ポリマーアロイ、金属合金など	均質材料とみなす
塗料、接着剤、インク、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダー等の原材料	それぞれの想定される使用方法によって最終的に形成されるものを均質材料とみなす 例：塗料、接着剤においては乾燥硬化後の状態 ：樹脂ポリマーは、成形後の状態 ：ガラス及びセラミックの形成後の状態
塗装、印刷、めっきなどの単層	各々の単一層を均質材料とみなす (亜鉛めっきクロメート処理の場合は、亜鉛めっき層とクロメート処理層のそれぞれを均質材料とみなす) また、複層の場合には、それぞれ単層ごと状態。(ただし、複層を分離してそれぞれの単層ごとの数値を求めることが困難な場合には、分離可能な最小単位を均質な単位とみなす)

(2) 分子の定義

- ・化学物質とは「元素または化合物」を指します。

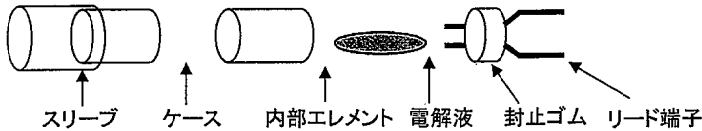
化学物質	分子の定義
金属および金属化合物	金属元素の質量
金属および金属化合物以外	その化学物質の質量

■製品構成情報の回答内容例(電気部品)

(例)日本A Eパワーシステムズでは、製品、部位、組成(化学物質)を以下の表及び階層図のように定義します。

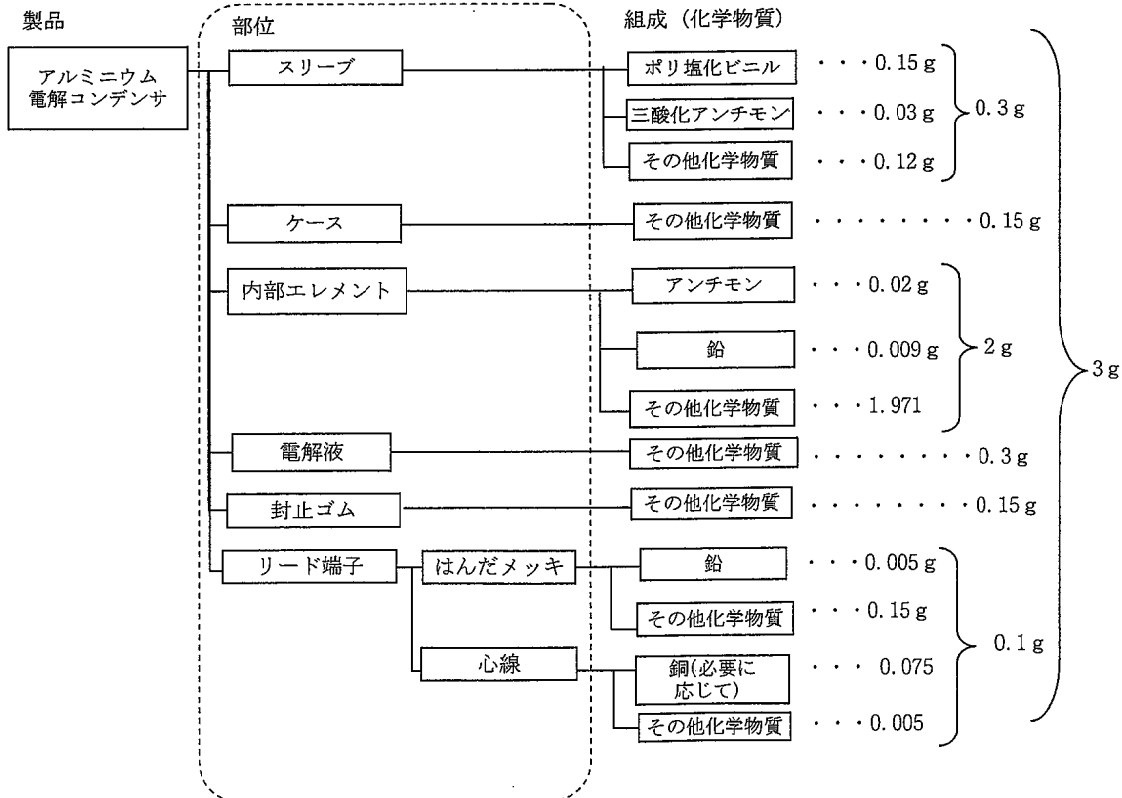
- ・禁止物質及び管理物質に該当しない非対象物質を「その他化学物質」とまとめることが可能です。
- ・化学物質とは「元素または化合物」を指します。
- ・部位とは物理的に分解できる最小の単位であり、均質物質から成り立ちます。

アルミニウム電解コンデンサ(重量:3g)



製品:アルミニウム電解コンデンサ

部位		組成(化学物質)			
部位	質量/g	化学物質名称	用途	CAS番号	含有量/g
スリーブ (外装チューブ)	0.3	ポリ塩化ビニル		9002-86-2	0.15
		三酸化アンチモン	難燃剤	1309-64-2	0.03
		その他化学物質		—	0.12
ケース	0.15	その他化学物質		—	0.15
内部エレメント	2	アンチモン		7440-36-0	0.02
		鉛		7439-92-1	0.0009
		その他化学物質		—	1.971
電解液	0.3	その他化学物質		—	0.3
封止ゴム	0.15	その他化学物質		—	0.15
リード端子	はんだメッキ	鉛	はんだ	7439-92-1	0.005
		その他化学物質		—	0.015
	芯線	銅		7440-50-8	0.075
		その他化学物質		—	0.005



材料構成: 均質物質である部位の集合体。
太枠: 分母となる部位を示します。

添付2（測定方法について）

■含有する化学物質質量の測定方法について

(1) 鉛、六価クロム、カドミウム、水銀、PBB、PBDEの測定方法

- ・日立グループの「RoHS指令対応、カドミウム・鉛・水銀・六価クロム・臭素系難燃剤（PBB・PBDE）の分析ガイドライン

（<http://greenweb.hitachi.co.jp/pdf/RoHS.pdf>）

に準拠した測定方法を用いるか、または同等以上の精度の測定方法により測定する。

(2) その他の化学物質の測定方法

- ・その他の化学物質の測定方法については、納入先事業所の品質保証部門の指示に従ってください。

納入資材の含有化学物質に関する覚書

甲と乙は、甲が発注し、乙が納入する資材（以下「資材」という）が、甲の要求する環境規準を満たし、かつ甲乙間で締結している基本契約書に定める法令等を順守する義務に基づき、日本国ならびに外国の法令・規準を満足することを確認する為、下記を合意する。

第1条 不含有保証

乙は、資材において、甲が指定する化学物質（以下「指定物質」という）が、甲が定める含有濃度以下であること（以下「含有基準」という）を保証する。対象とする資材及び指定物質並びに含有基準の細目については、日本国内外の法制度に定められた基準によるものとし、その都度、甲より乙に提示し、保証書の提出を依頼する。ただし、乙が保証できないときは、個別の資材ごとに保証書の提出を拒否することができる。この場合、甲は乙から当該資材を購入しないことがあり、乙はこれを了承する。

- ② 甲の各事業所は、乙の合意を得て第1条の保証基準を変更することが出来る。この場合、甲はその基準の経済的、工業的合理性に充分配慮し、かつ、乙と十分に協議しなければならない。
- ③ 乙が前二項の保証を行った場合において、乙（乙の材料購入先、外注先を含む）が、資材の製造に用いる材料、部品、または製法、工程を変更し、指定物質の濃度に変化があるときは、その内容を甲に連絡しなければならない。
- ④ 前三項において、甲の支給材料または甲が指定した（特定の製造元・銘柄・型式の全てを指示したことをいう）原材料、部品、製品に関する部分については、乙の保証の対象外とする。

第2条 測定データ等の提供

甲は、前条の保証内容を確認するために、指定物質の含有濃度の測定データ等を乙から求めることができる。

第3条 報告

甲は、第1条および第2条で定めた事項において、その提出された内容に疑義が生じた場合は、乙に対し、必要な資料の提出、報告を求めることができる。

第4条 機密保持、官公庁顧客への開示

甲は、前2条の定めにより乙から開示または提出された測定データ、資料、報告を、「営業秘密に関する覚書」に定めるところにより、管理しなければならない。

- ② 甲は、官公庁もしくはそれに準ずる機関または甲の特定顧客（甲が個別に受注する顧客を指し、OEM供給先、NTTグループ各社、JRグループ各社、電力各社、銀行、証券等に限定される。以下「官公庁顧客」という。）より、甲の製品に関して指定物質について問合せ、資料の提出の要請または命令があったときは、事前に（緊急の場合は事後に）乙の文書による了解を得て当該官公庁顧客に前2条の測定データ、資料、報告の内容を開示し、または提出することができる。

第5条 損害賠償

乙が第1条の保証に違反し、甲が損害を蒙った場合、甲は乙に損害賠償を請求することができる。

以上

平成 年 月 日

甲 東京都港区西新橋三丁目8番3号
株式会社日本AEパワーシステムズ
資材調達部長 ○○ ○○ 印

乙 印

納入資材の含有化学物質に関する覚書

甲及び乙並びに丙は、甲が発注し、乙を経由して丙が納入する資材（以下「資材」という）が、甲の要求する環境規準を満たし、かつ甲乙間で締結している基本契約書に定める法令等を順守する義務に基づき、日本国ならびに外国の法令・規準を満足することを確認する為、下記を合意する。

第1条 不含有保証

乙並びに丙は、資材において、甲が指定する化学物質（以下「指定物質」という）が、甲が定める含有濃度以下であること（以下「含有基準」という）を保証する。対象とする資材及び指定物質並びに含有基準の細目については、日本国内外の法制度に定められた基準によるものとし、その都度、甲より乙並びに丙に提示し、保証書の提出を依頼する。ただし、乙または丙が保証できないときは、個別の資材ごとに保証書の提出を拒否することができる。この場合、甲は乙並びに丙から当該資材を購入しないことがあり、乙並びに丙はこれを了承する。

- ② 甲の各事業所は、乙並びに丙の合意を得て第一条の保証基準を変更することが出来る。この場合、甲は、その基準の経済的、工業的合理性に充分配慮し、かつ、乙並びに丙と十分に協議しなければならない。
- ③ 乙並びに丙が前二項の保証を行った場合において、乙または丙（乙並びに丙の材料購入先、外注先を含む）が、資材の製造に用いる材料、部品、製法、工程を変更し、指定物質の濃度に変化があるときは、その内容を甲に連絡しなければならない。
- ④ 前三項において、甲の支給材料または甲が指定した（特定の製造元・銘柄・型式の全てを指示したことをいう）原材料、部品、製品に関する部分については、乙並びに丙の保証の対象外とする。

第2条 測定データ等の提供

甲は、前条の保証内容を確認するために、指定物質の含有濃度の測定データ等を乙並びに丙から求めることができる。

第3条 報告

甲は、第1条および第2条で定めた事項において、その提出された内容に疑義が生じた場合は、乙並びに丙に対し、必要な資料の提出、報告を求めることができる。

第4条 機密保持、官公庁・顧客への開示

甲は、前2条の定めにより乙または丙から開示または提出された測定データ、資料、報告を、基本契約書および「営業秘密に関する覚書」に定めるところにより、管理しなければならない。

- ② 甲は、官公庁もしくはそれに準ずる機関または甲の特定顧客（甲が個別に受注する顧客を指し、OEM供給先、NTTグループ各社、JRグループ各社、電力各社、銀行、証券等に限定される。以下「官公庁顧客」という。）より、甲の製品に関して指定物質について問合せ、資料の提出の要請または命令があったときは、事前に（緊急の場合は事後に）文書による乙の了解を得て当該官公庁顧客に前2条の測定データ、資料、報告の内容を開示し、または提出することができる。

第5条 損害賠償

乙または丙が第1条の保証に違反し、甲が損害を蒙った場合、甲は乙及び丙に損害賠償を請求することができる。

以上

平成 年 月 日

甲 東京都港区西新橋三丁目8番3号
株式会社日本AEパワーシステムズ
資材調達部長 ○○ ○○ 印

乙

印

丙

印

200 年 月 日

御中

納入資材の含有化学物質に関する
不含有保証書

会社名： _____

回答責任者： _____ 印

経由商社： _____

責任者： _____ 印

貴社に納入する製品・部品・原材料等（「別紙」に記載されたものに限る）について、貴社要求の化学物質の含有濃度が、下記のとおりであることを保証致します。

記

(1) 対象化学物質としきい値

① カドミウム : 〇〇〇ppm以下

② 鉛 ③水銀 ④六価クロム ⑤PBB ⑥PBDE : それぞれ〇〇〇ppm以下

《しきい値の考え方》

a) しきい値測定のみ母は、均質材料（同一素材）の質量とする。

ただし複合材料等は、下記に準拠する。

i) 化合物、アロイ、合金などは、均質材料と定義する。

ii) 塗料、接着剤、インク、ペースト等の原材料については、それぞれの想定される使用方法によって最終的に形成されるもの（例：塗料、接着剤においては乾燥硬化後の状態）を均質材料と定義する。

iii) 塗装、印刷およびめっきなどのシングルあるいはマルチレイヤ層については、それぞれの単一層を均質材料と定義する。

b) しきい値測定のみ母は、下記のとおりとする。

i) Cd、Pb、Cr⁶⁺、Hg はその金属元素の質量を分子とする。

ii) PBB、PBDE については、PBB、PBDE の質量を分子とする。

(2) 測定方法

本件における弊社担当窓口：部署名 〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇
電話番号 〇〇〇〇
e-mail 〇〇〇〇

